

平成25年  
グラフで見る神奈川県下における  
**労働災害の現状**

神奈川県労働局・労働基準監督署

# はじめに

神奈川県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、昭和54年以降は概ね減少傾向にありましたが平成22年以降は増加傾向に転じております。平成24年は6,689件と前年に比べ96件増加しております。業種別では、第三次産業の増加が顕著であり、特に前年に比べ商業で49件、飲食店で20件増加しております。

死亡者数は、長期的には減少傾向にありますが、平成20年に過去最少の44人まで減少してから平成21年、平成22年が52人、平成23年が54人と増加傾向に転じておりましたが、平成24年は46人と前年から8人の減少となりました。建設業では全産業に占める割合が35%と最も高く、製造業では前年より5人増加し全産業に占める割合が28%となりました。

事故の型別で見ると、死亡災害では墜落・転落、交通事故、はさまれ・巻き込まれによるものが多く、死傷災害では転倒、墜落・転落、動作の反動・無理な動作が多くなっております。

職業性疾病による休業4日以上之死傷者数は、平成24年は580人と前年と比べ24人減少しましたが、このうち災害性腰痛は、406人と全体の70%を占めています。また、死亡者数は、平成24年は10人と平成23年の8人より増加しました。

精神障害や脳・心臓疾患による労災補償件数が増加、高止まりの状況にあり、メンタルヘルス不調及び過重労働による健康障害の防止が重要になっています。

こういった分析結果にたち、神奈川労働局では、「第12次労働災害防止推進計画」(期間 平成25年度～平成29年度)を策定しました。この計画の目標である労働災害の減少を実現するためには、事業者が法令に基づく措置を履行し、労働者が働く環境と作業の具体的な危険性・有害性による災害を防止するための措置を検討し実施することが必要です。

事業者、関係者の皆様には今一度基本に立ち戻っていただき、基本的な安全衛生対策の実施とリスクアセスメントおよび、労働安全衛生マネジメントシステムの確立を含めた自主的な安全衛生活動の展開をお願い申し上げます。

平成25年4月

神奈川労働局労働基準部

当局の事前の書面による承諾なく、販売目的で本出版物のいかなる部分も、いかなる様式でも、および電子的、電氣的、磁気テープ、機械的、写真複写、またはその他のいかなる手段を問わず、転載、情報検索システムへの保存、および伝達を禁止します。

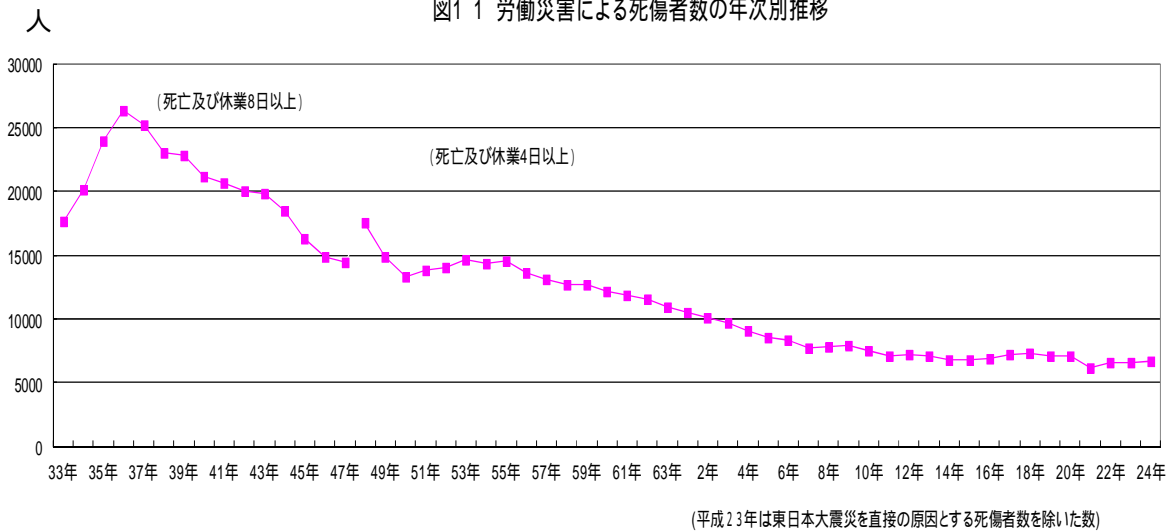
# 目 次

1	労働災害の推移 -----	1
	労働災害による死傷者数の年次別推移	
	労働災害による死亡者数の年次別推移	
2	業種別災害比率 -----	2
	業種別休業 4 日以上の死傷者数	
	業種別死亡者数	
3	業種別労働災害の推移	
	業種別休業 4 日以上の死傷者数の推移	
	平成 19 年を基準として指数化	
	業種別死亡者数の推移	
	平成 19 年を基準として指数化	
4	事故の型別災害発生状況-----	3
	事故の型別休業 4 日以上の死傷者数	
	事故の型別死亡者数	
	(1) 死傷災害の概要 -----	4
	(2) 死亡災害の概要	
	(3) 食料品製造業死傷災害	
	(4) 第三次産業死傷災害-----	5
	ア 小売業	
	イ 通信業	
	ウ 社会福祉施設	
	エ 飲食店 -----	6
	(5) 陸上貨物運送事業（道路貨物運送業および陸上貨物取扱業）	
	(6) 建設業	
5	年齢階層別災害発生状況-----	7
6	起因物別災害発生状況 -----	8
7	交通労働災害発生状況 -----	9
8	業務上疾病発生状況 -----	10
9	労災保険給付等状況(脳・心臓疾患および精神障害) -----	12
10	健康診断結果 -----	13
11	第 12 次労働災害防止推進計画のポイント-----	14
12	労働災害と事業者責任 -----	18
13	平成 24 年に発生した死亡災害の概要 -----	19
14	平成 24 年に発生した重大災害の概要（安全関係） -----	24
15	平成 24 年に発生した重大災害の概要（労働衛生関係）-----	26

# 1 労働災害の推移

神奈川県における労働災害による死傷者数は、昭和 36 年の 26,376 人をピークに長期的には減少傾向の状況にあったが、平成 22 年以降は増加傾向にある。

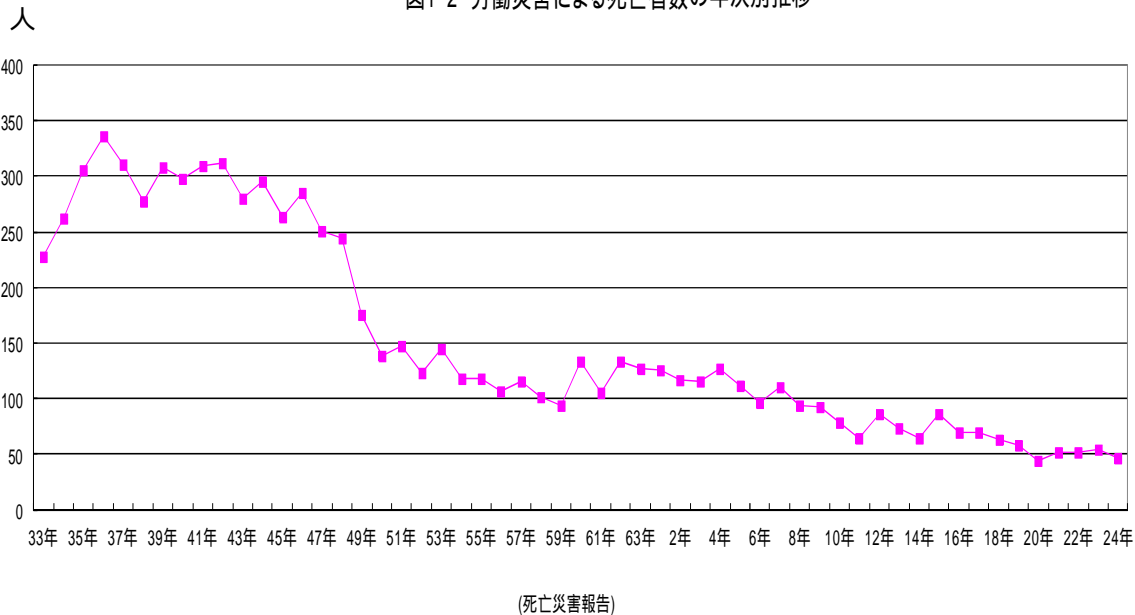
図1 1 労働災害による死傷者数の年次別推移



(労働者死傷病報告による。以下、特記ない場合は、同じ)

神奈川県における労働災害による死亡者数は、昭和 36 年の 336 人をピークとし、減少傾向にある。

図1 2 労働災害による死亡者数の年次別推移



## 2 業種別災害比率

休業4日以上の死傷者数を業種別に見ると、製造業が最も多く1,126人(17%)、商業1,115人(17%)、建設業907人(14%)であり、この3業種で約半数を占めている。(図2-1)

死亡者数を業種別に見ると、建設業が最も多く16人(34%)、次いで製造業13人(28%)で、この2業種で、約62%を占めている。(図2-2)

図2-1 業種別休業4日以上の死傷者数

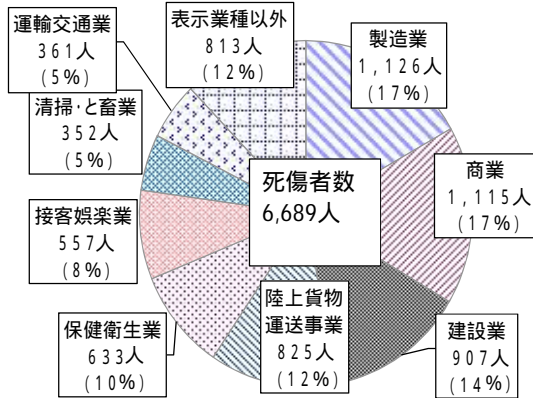
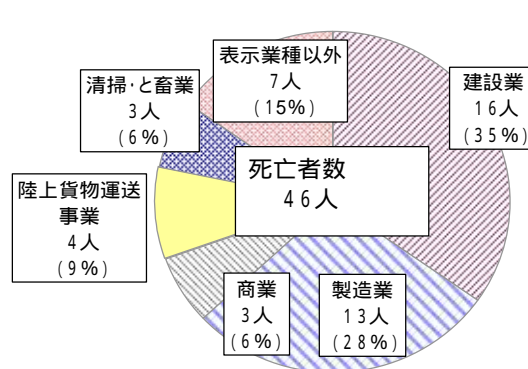


図2-2 業種別死亡者数



平成24年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

平成24年 神奈川県労働局死亡災害報告

## 3 業種別労働災害の推移

図3-1-1 業種別休業4日以上の死傷者数の推移

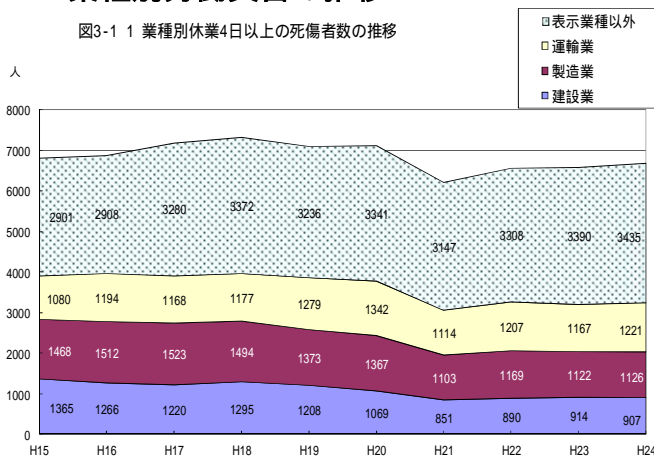


図3-2-1 業種別死亡者数の推移

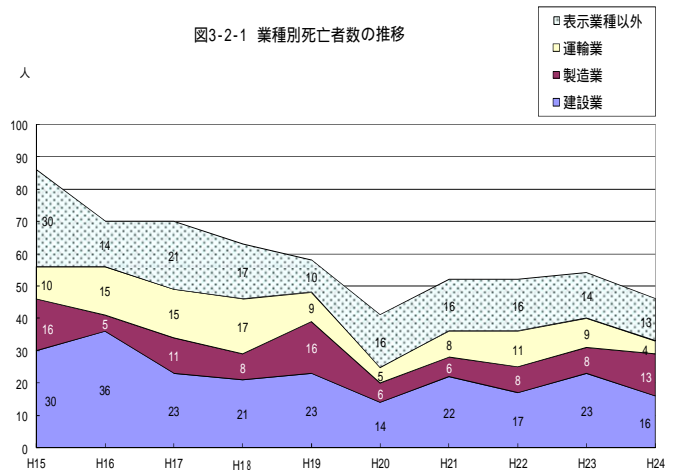


図3-1-2 平成19年を基準として指数化

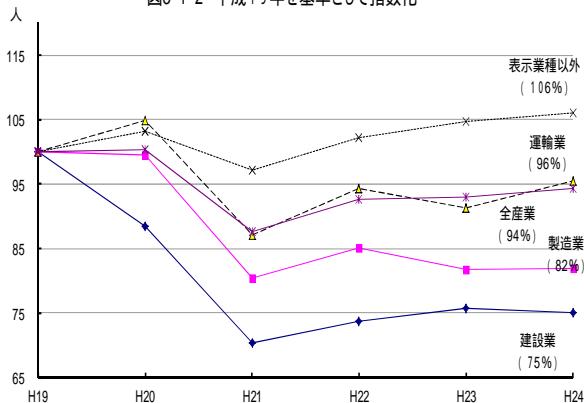
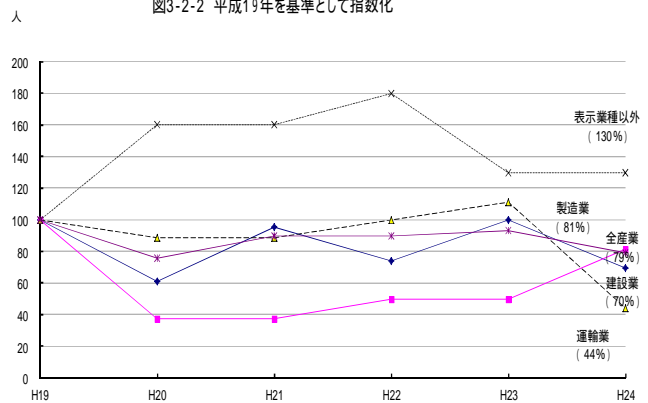


図3-2-2 平成19年を基準として指数化



神奈川県労働局労働者死傷病報告

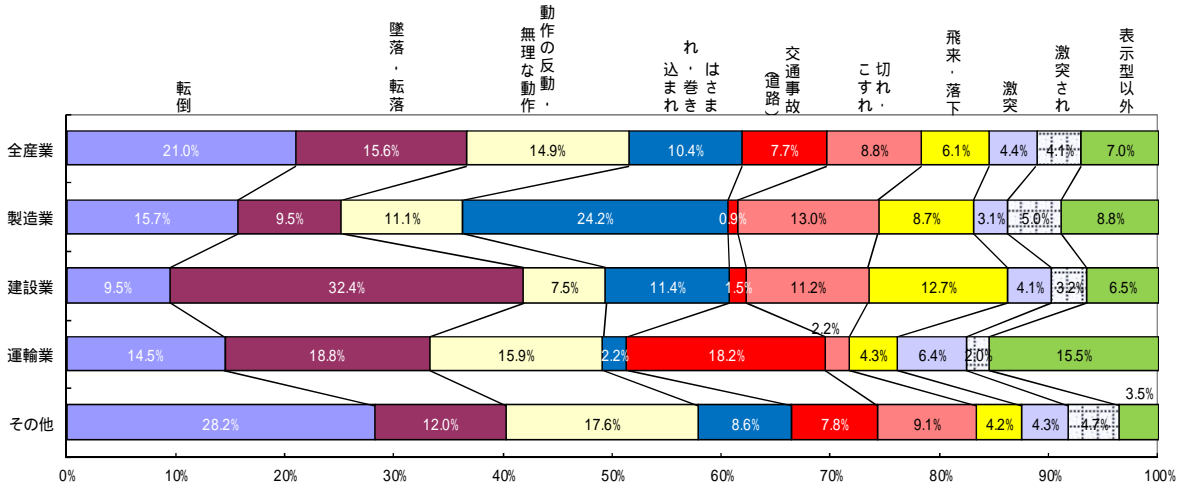
神奈川県労働局死亡災害報告

\* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

### 4 事故の型別災害発生状況

全産業の休業4日以上の死傷災害を事故の型別に分類すると、転倒(21.0%)、墜落・転落(15.6%)、動作の反動・無理な動作(14.9%)の順であり(図4-1)死亡災害は、はさまれ・巻き込まれ(21.7%)、墜落・転落(17.4%)、交通事故(道路)(10.9%)の順である。(図4-2)死亡災害では、建設業での墜落・転落災害の割合が高い。

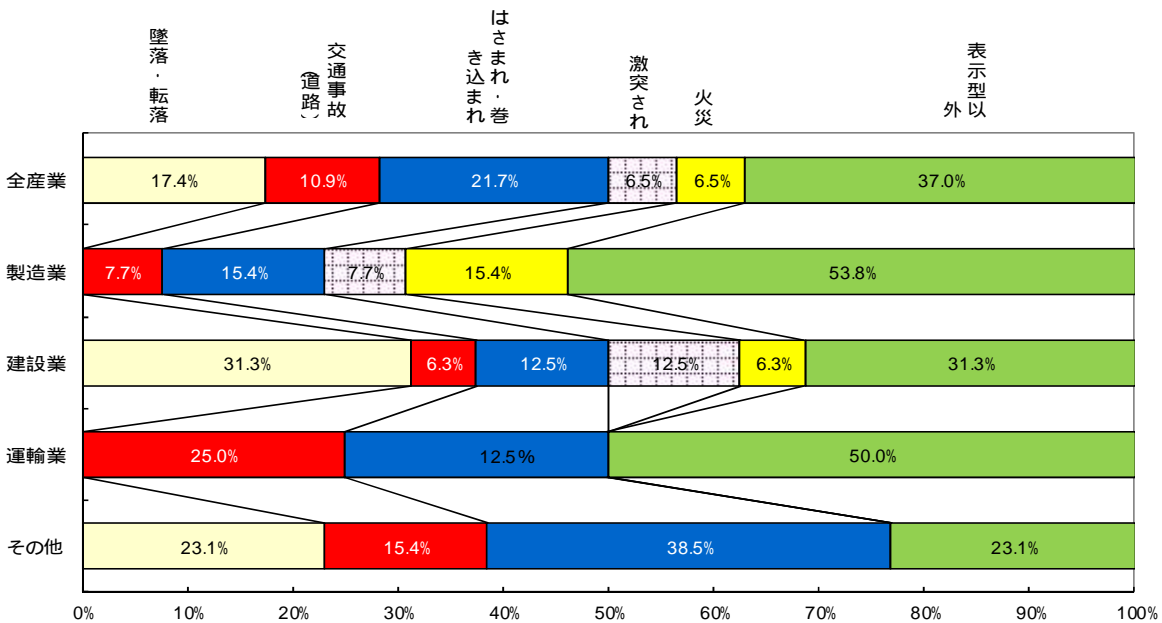
図4-1 事故の型別休業4日以上の死傷者数



平成 24 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

\* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

図4-2 事故の型別死亡者数

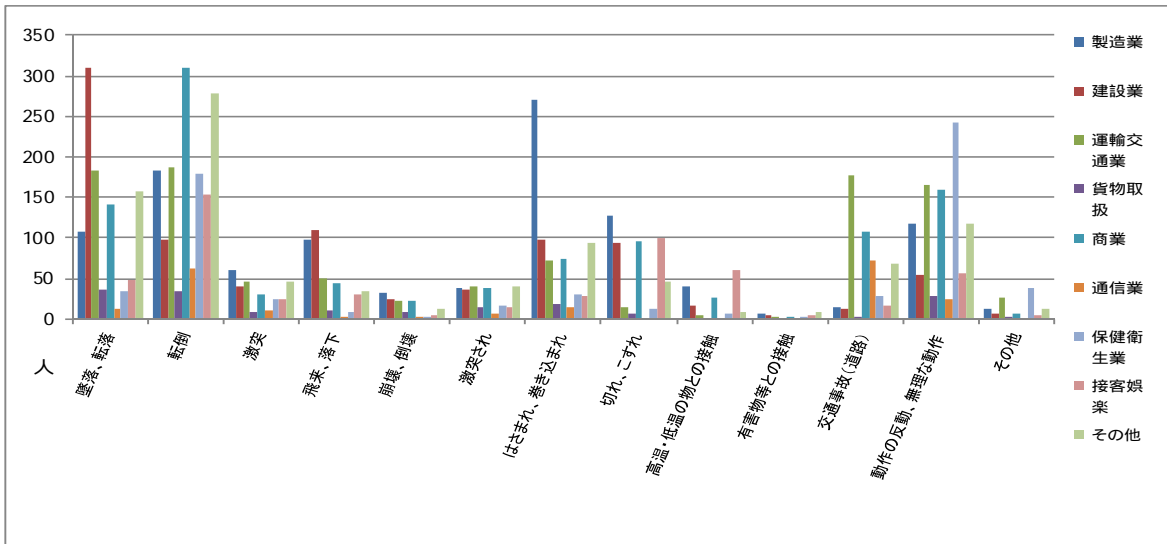


平成 24 年 神奈川県労働局死亡災害報告

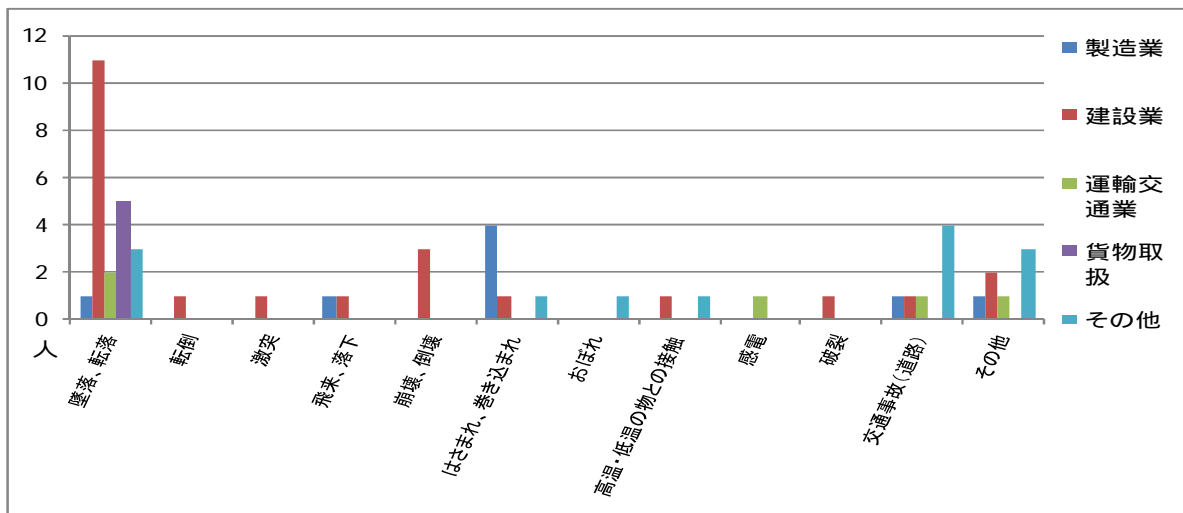
\* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

(1) 死傷災害の概要(図 4-3)

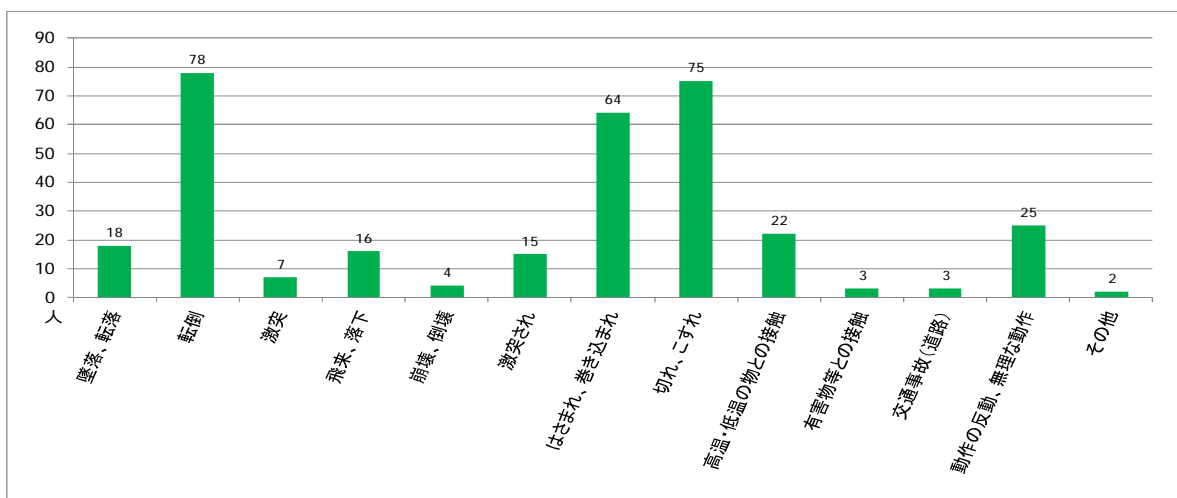
10 件以下のデータについては表示していない。



(2) 死亡災害の概要(図 4-4)



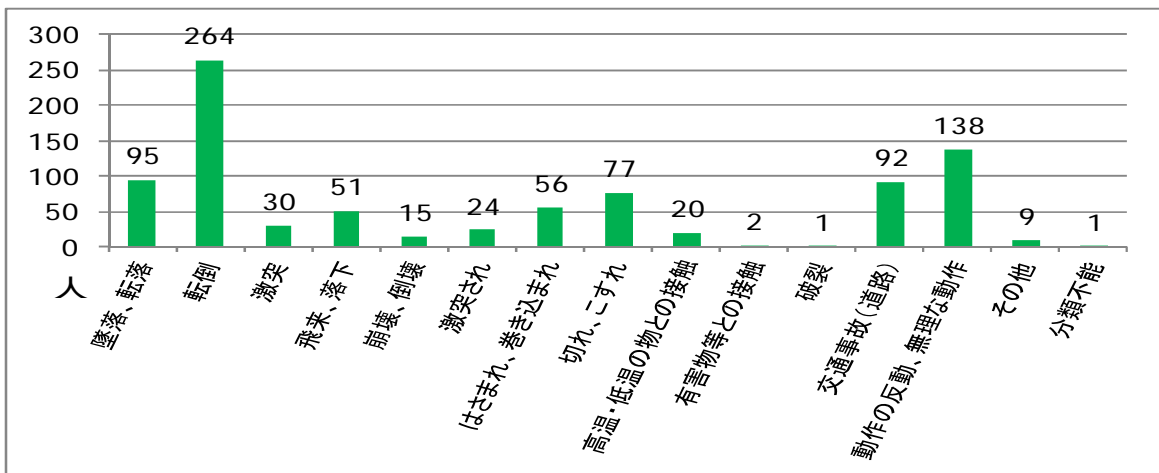
(3) 食料品製造業死傷災害(図 4-5)



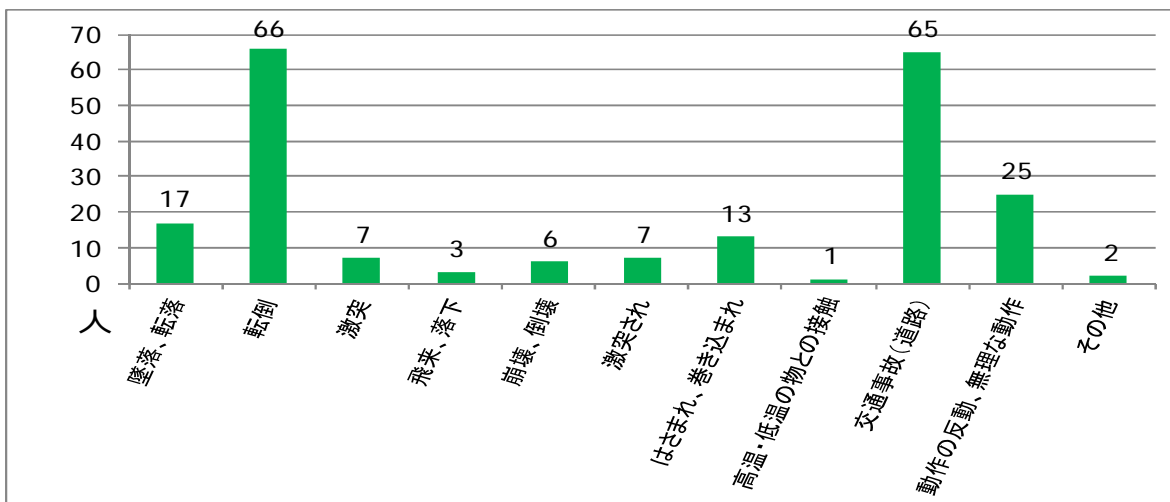
平成 24 年 神奈川労働局労働者死傷病報告

(4) 第三次産業死傷災害

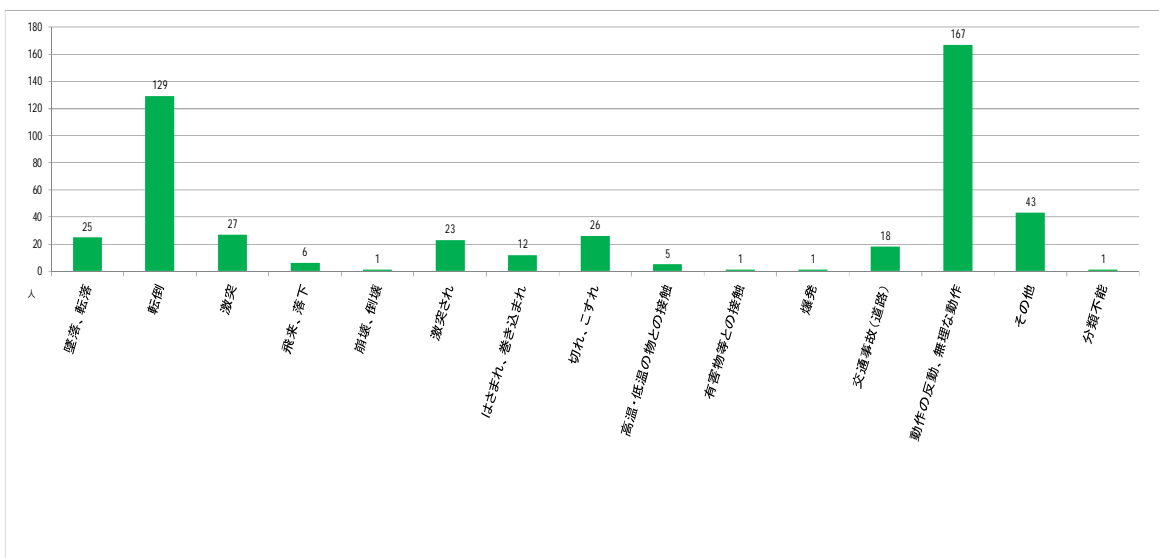
ア 小売業(図 4-6)



イ 通信業(図 4-7)

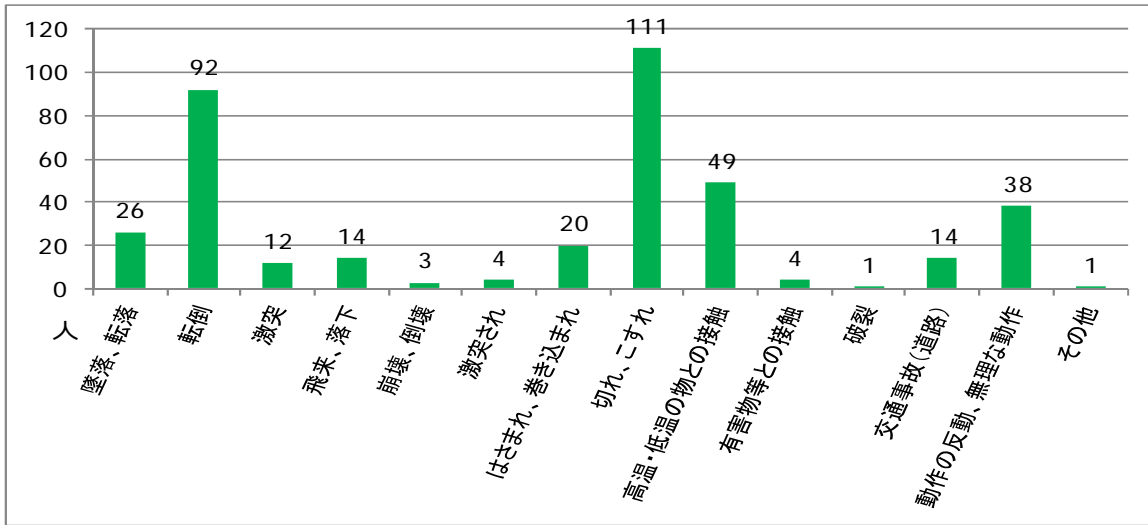


ウ 社会福祉施設(図 4-8)

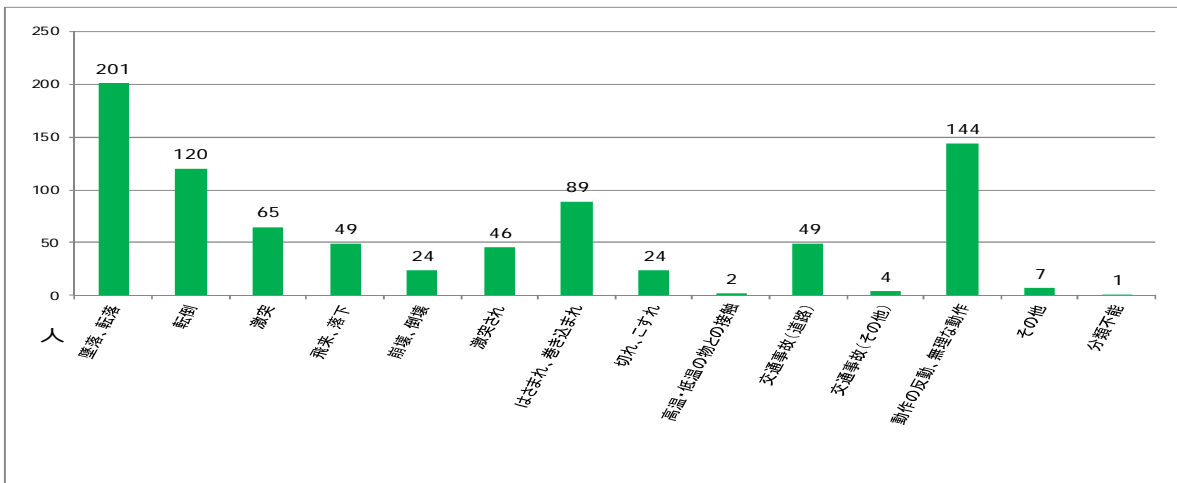




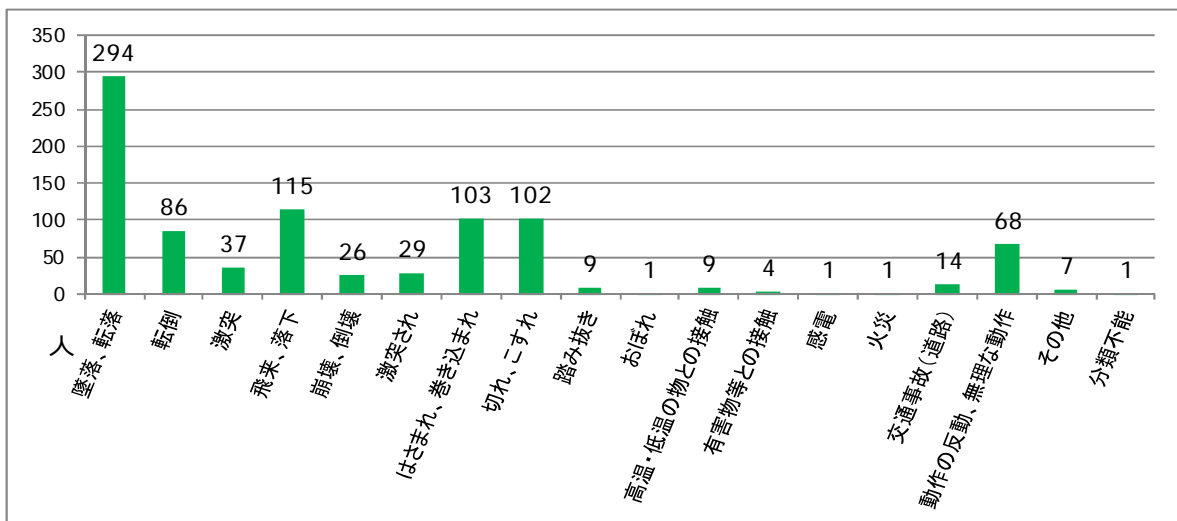
I 飲食店(図 4-9)



(5) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)(図 4-10)



(6) 建設業(図 4-11)

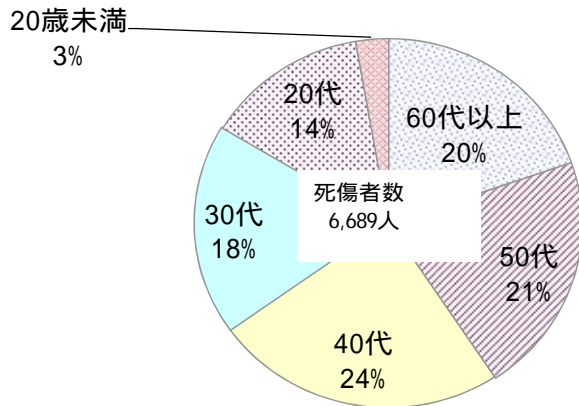


### 5 年齢階層別災害発生状況

平成 24 年の休業 4 日以上の死傷者数を年齢階層別に見ると、50 歳以上の労働者層の災害は全産業で全体の 41%を占めている。(図 5-1)

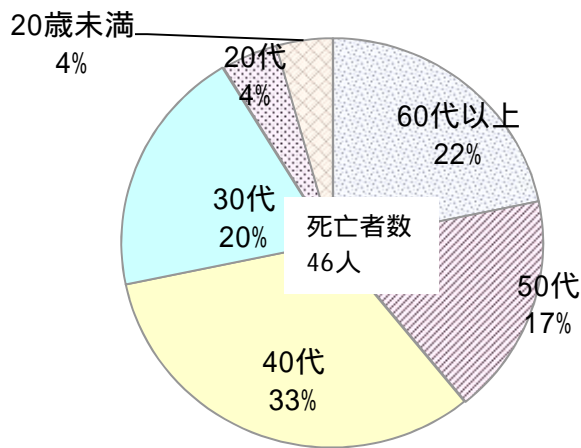
死亡者数の場合は、50 歳以上の労働者層の災害は全産業で全体の約 39%を占めている。(図 5-2)

図5 1 年齢階層別休業4日以上の死傷者数



平成 24 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

図5 2 年齢階層別死亡者数



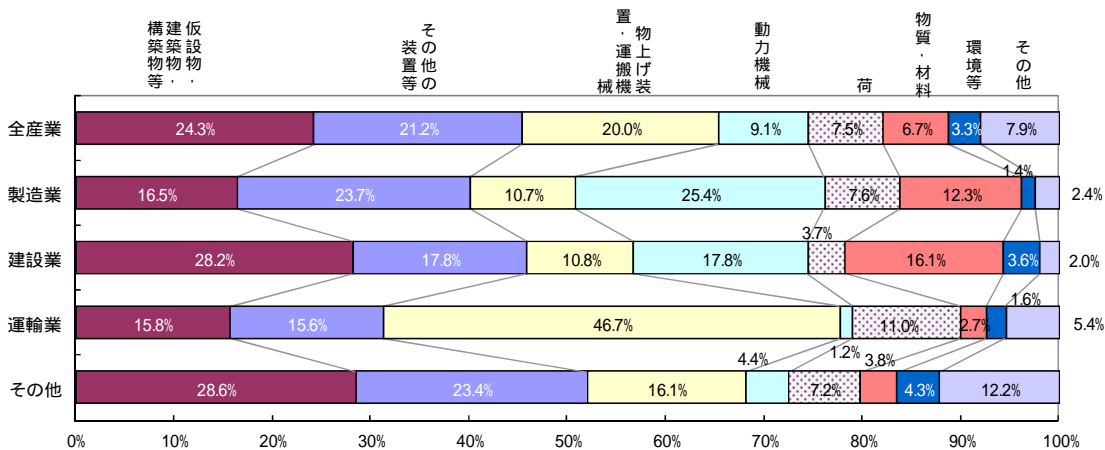
平成 24 年 神奈川県労働局死亡災害報告

## 6 起因物別災害発生状況

全産業の休業4日以上死傷災害を起因物別に分類すると、仮設物・建築物・構築物等(24.3%)、その他の装置等(21.2%)、物上げ装置・運搬機械(20.0%)の順であり(図6-1)、死亡災害は、物上げ装置・運搬機械(26.1%)、動力機械(17.4%)、仮設物・建築物・構築物等(13.0%)、物質・材料(13.0%)の順である。(図6-2)

製造業の災害を全産業と比較すると、動力機械に起因する災害の割合が高く、建設業の場合は、仮設物・建築物・構築物等に起因する災害の割合が高い。また、運輸業の場合は、物上げ装置・運搬機械に起因する災害の割合が高い。

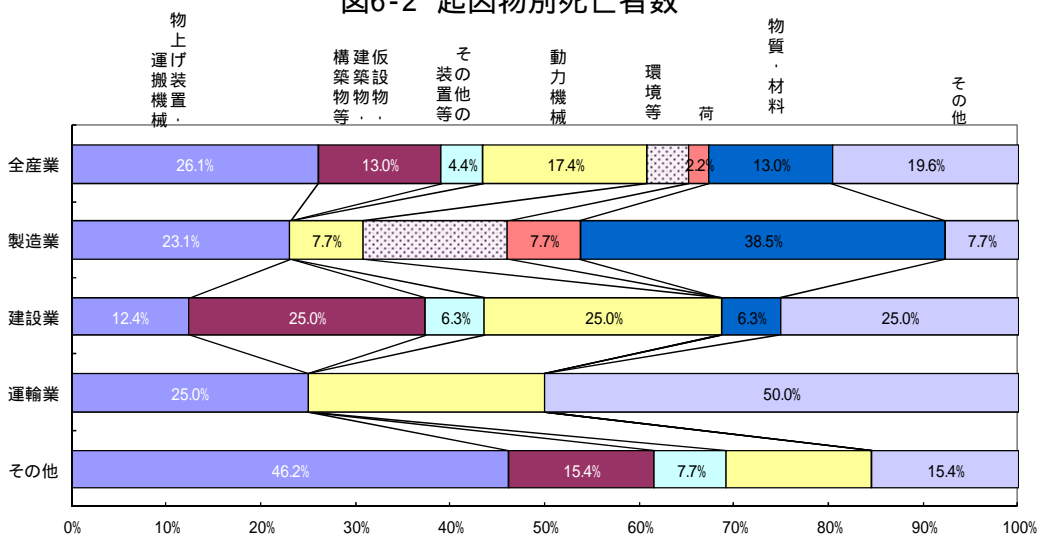
図6-1 起因物別休業4日以上死傷者数



平成 24 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

\* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

図6-2 起因物別死亡者数



平成 24 年 神奈川県労働局死亡災害報告

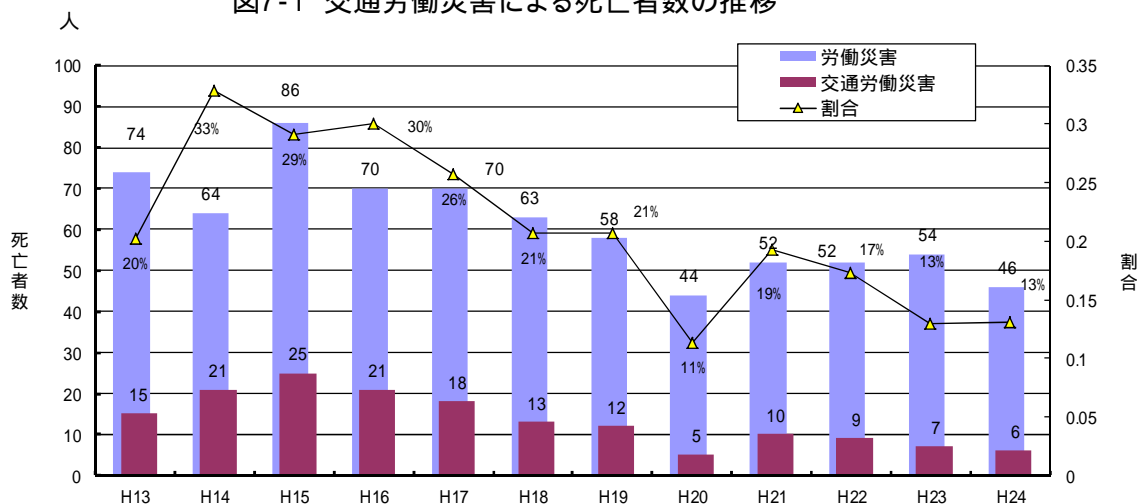
\* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

### 7 交通労働災害発生状況

交通労働災害による死亡者数の推移は、図 7-1 のとおりであり、全労働災害による死亡者数に占める交通労働災害の死亡者数の割合は、平成 16 年以降減少傾向にあったが、平成 21 年には再び増加した。平成 24 年の交通労働災害による死亡者数は 6 人と減少はしたものの、その割合は依然として 13% である。

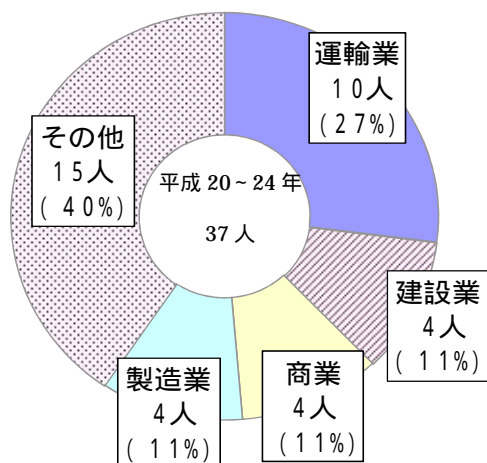
過去 5 年間の交通労働災害による死亡者を業種別に見ると、運輸業が 27% で最も多く、次に建設業、商業、製造業がそれぞれ 11% の順（図 7-2）となっている。

図7-1 交通労働災害による死亡者数の推移



神奈川労働局死亡災害報告

図7-2 業種別死亡者数(過去5年間)



神奈川労働局死亡災害報告

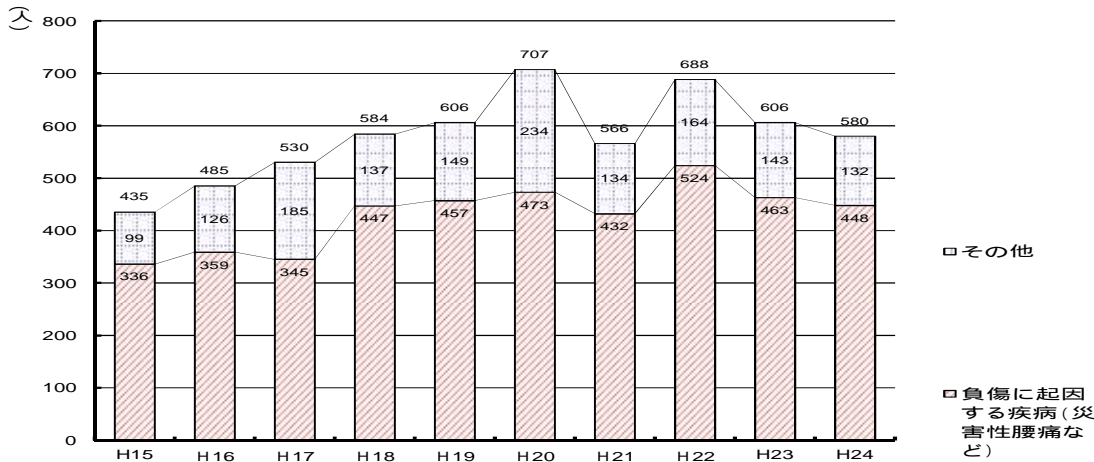
\* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

### 8 業務上疾病発生状況

休業4日以上の業務上疾病による件数は、平成24年は580件であり平成22年以降減少傾向にある。また業務上疾病の内訳では、負傷に起因する疾病が448件と最も多く、さらにその多くは災害性腰痛(406件)である。

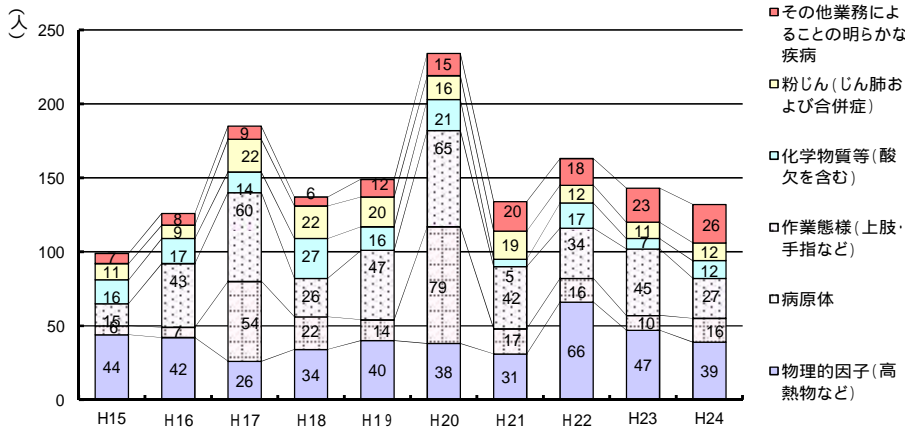
業務上疾病による死亡者数は、平成20~24年では31人であり、内訳は、脳・心臓疾患によるものが21人で一番多く、次に熱中症5人、化学物質との接触と精神障害が各2人になっている。

図8-1 業務上疾病者数の年次別推移



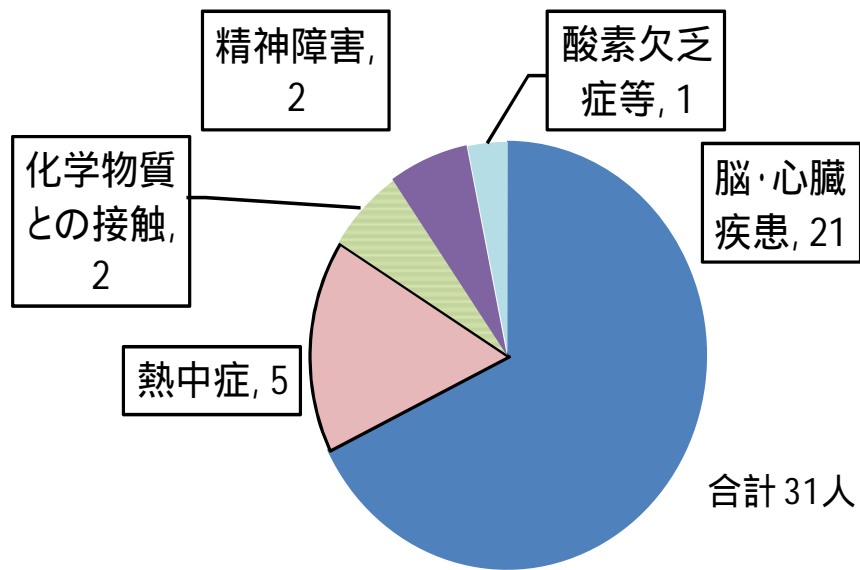
神奈川県労働局労働者死傷病報告

図8-2 その他の業務上疾病の内訳



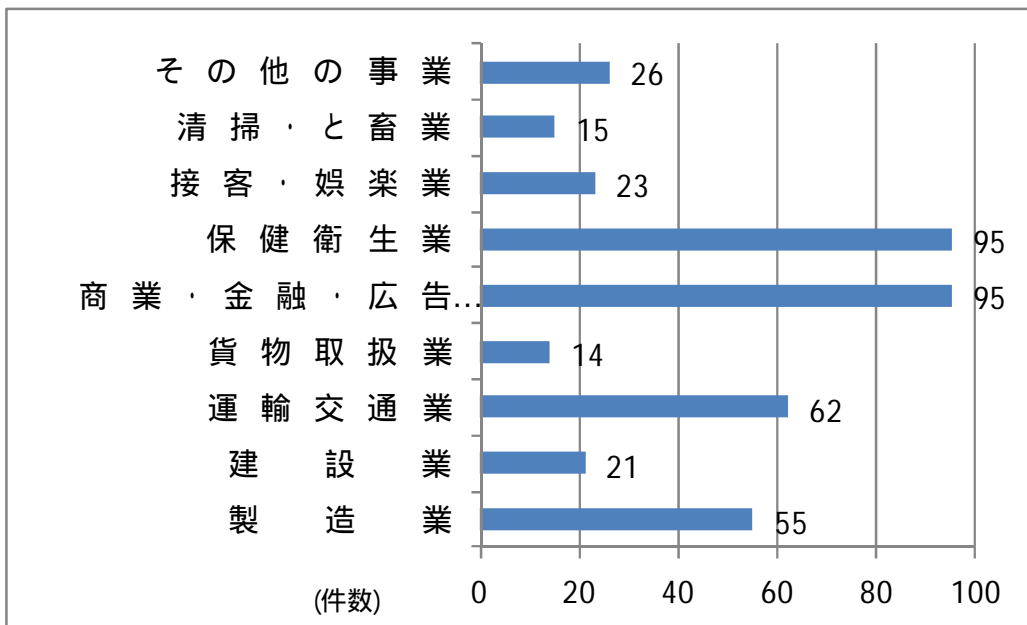
神奈川県労働局労働者死傷病報告

図 8-3 業務上疾病による死亡災害（平成 20～24 年）



神奈川県労働局死亡災害報告

図 8-4 腰痛災害発生状況

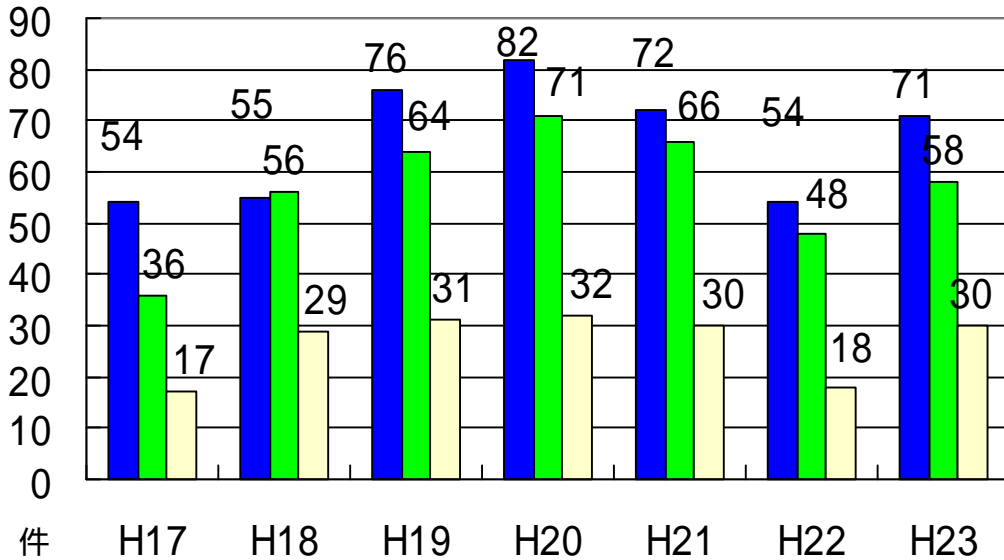


平成 24 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

### 9 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患および精神障害)

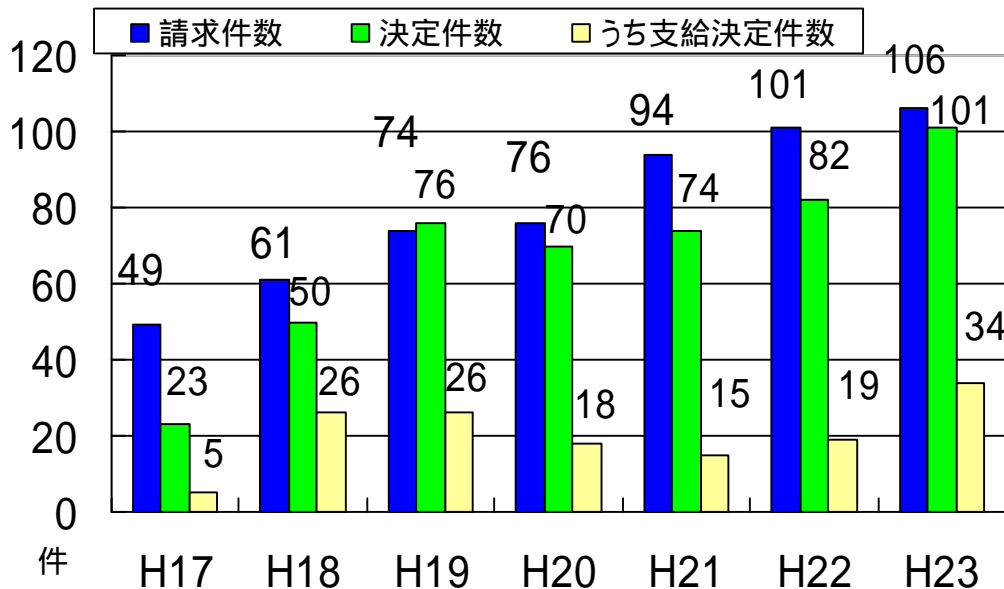
平成 23 年度の労災保険給付における脳心臓疾患の請求件数は 71 件で、平成 21、22 年度と減少傾向を示していたが再び増加した。また精神障害等における請求件数は 106 件で、平成 17 年度以降増加傾向を示している。

図 9-1 脳・心臓疾患の労災補償状況



(労災補償課調べ)

図 9-2 精神障害等の労災補償状況

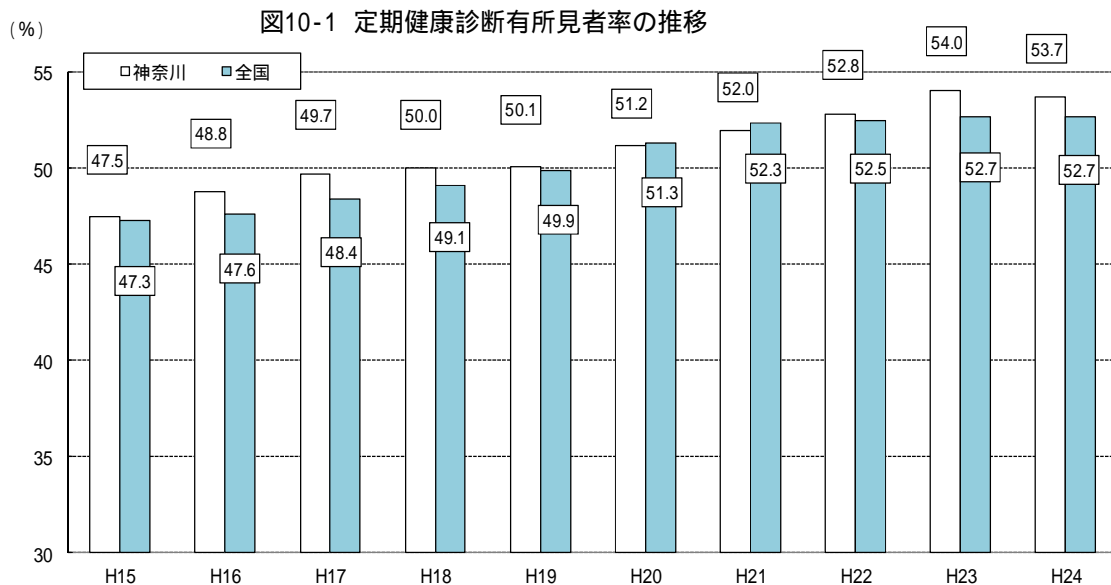


(労災補償課調べ)

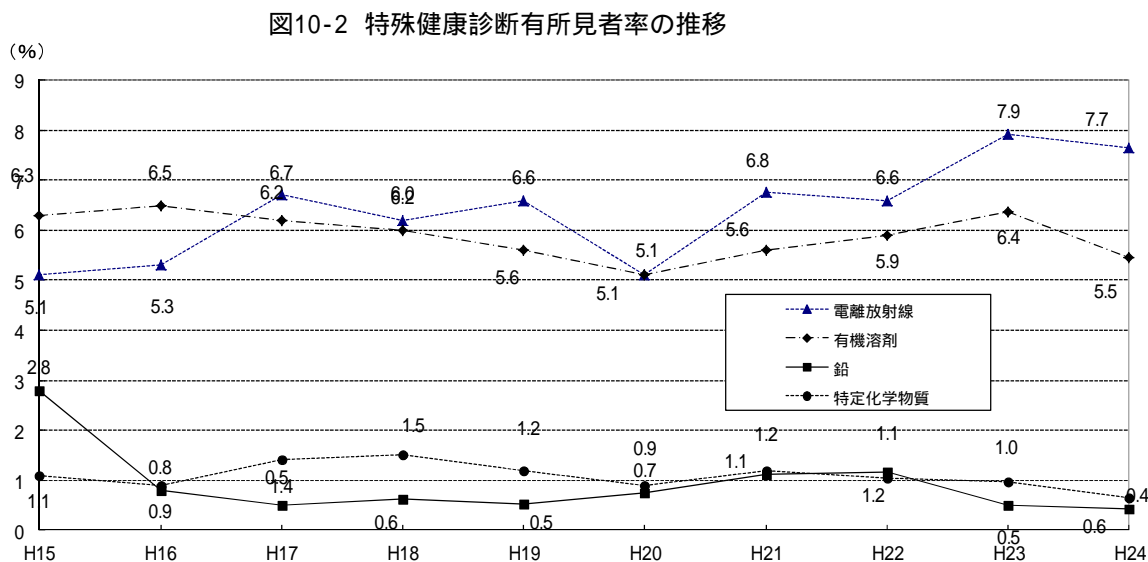
## 10 健康診断結果

平成 24 年における健康診断の結果、何らかの所見のあった者の割合（有所見率）は 53.7% で、平成 23 年より 0.3% 減少した。しかし神奈川県は全国の有所見率より依然 1% 高い。（図 10-1）

有機溶剤、電離放射線、特定化学物質、鉛業務の有所見率は、鉛業務が横ばいのほかは、平成 23 年より低下した。（図 10 2）



(定期健康診断結果報告)



(特殊健康診断結果報告)



# 11 第 12 次労働災害防止推進計画のポイント

神奈川県労働局 (平成 25 年 5 月)

## 現状と課題

- ・平成 24 年 (第 11 次防最終年・第 12 次防基準年) の被災者数  
 死亡者数 46 人 (対前年比 8 人減少)、死傷者数 6,689 人 (対前年比 1.5%増加)
- ・増加傾向 (又は、横ばい傾向) にある業種  
 運輸交通業、小売業、社会福祉施設、飲食店、食料品製造業
- ・平成 24 年の死亡災害のうち約半数は製造業と建設業で発生。
- ・死亡災害では、「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「交通事故」で約 6 割。
- ・休業災害では、「墜落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作 (腰痛)」で約 5 割。
- ・「50 歳以上」の労働者が被災する割合が高い (死亡災害で 5 割以上、死傷災害で約 4 割)。  
 特に、「小売業」、「社会福祉施設」において割合が高い。
- ・「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」、「食料品製造業」においては、「非正規雇用労働者」の就業率が高く、被災する割合も高い。
- ・業務上疾病による死亡者のうち、1 / 3 以上が「脳・心臓疾患」によるもの。
- ・業務上疾病のうち「腰痛」の発生件数は「社会福祉施設」において増加傾向にある。

## 計画期間

- ・平成 25 年度 ~ 29 年度 (5 か年計画)

## 計画の全体目標

- ・平成 29 年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を 15% 以上減少 (平成 24 年比)
  - ・平成 29 年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を 15% 以上減少 (同上)
- 【平成 29 年最終目標：死亡者数を 39 人以下、死傷者数を 5,600 人以下】

## 4 つの重点施策

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化 → P.15 ~ P.16  
 行政、労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働の強化

- ・関係行政機関、専門家、災害防止団体、業界団体、産業保健機関、との連携・協働

社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- ・経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚
- ・不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動
- ・地域・職域・学校との連携による国民全体の安全・健康意識の高揚

発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

- ・建設工事発注者に対する要請、
- ・荷主による取組の促進、
- ・機械設備の本質安全化の促進

**労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化（具体的対策）****1 重点業種対策****（１）第三次産業対策****小売業**

- ・大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした取組（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、高齢者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等）
- ・災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上
- ・中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実）
- ・小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）をとらえた啓発・指導

**社会福祉施設**

- ・対象事業場に対する指導・啓発（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、「腰痛予防」「転倒災害防止」を重点としたパート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、労働者の意識改革、高年齢労働者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等）
- ・災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上
- ・地方公共団体との連携（説明会、研修会の機会の充実）
- ・中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実）
- ・「職場における腰痛予防対策指針」の周知

**飲食店**

- ・多店舗展開企業を重点とした取組（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する「転倒災害防止」「切れ・こすれ災害防止」を重点とした安全衛生教育の継続的实施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、受動喫煙防止対策の推進等）
- ・災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上
- ・中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実）
- ・小零細事業場に対する集団をとらえた（商店街、組合等）啓発・指導

**（２）陸上貨物運送事業対策**

- ・荷役作業の労働災害防止対策の普及・徹底、「トラックの荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知・普及
- ・墜落・転落災害の防止、腰痛予防対策を重点とした安全衛生教育の実施の指導
- ・経営トップの理解促進、安全衛生管理体制の整備
- ・関係災防団体等との連携による啓発・指導 ・荷主による取組の促進

**（３）食料品製造業対策**

- ・経営トップに対する働きかけ
- ・安全管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施を指導
- ・食品加工用機械の災害防止対策の推進 ・安全衛生教育の継続的实施
- ・労働者の意識改善 ・災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上

**（４）建設業対策**

- ・墜落・転落災害防止対策の徹底（リクアヒメントの実施促進、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置、特に、「より安全な措置」の普及・指導の強化、ハーネス型安全帯の普及促進等）

- ・「重機災害」、「崩壊・倒壊災害」防止対策の徹底
- ・解体工事、修繕工事の把握と監督・指導の強化
- ・自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底
- ・雇入時教育、新規入場時教育等の徹底
- ・建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化

### (5) 製造業対策

- ・リスクアセスメントの実施の促進等、管理体制の整備促進
- ・「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点に、機械設備の本質安全化等、災害防止対策の徹底
- ・労働者の意識改善
- ・中災防、関係災防団体等との連携による啓発・指導

## 2 健康確保・職業性疾病対策

### (1) メンタルヘルス対策

- ・中小規模事業場の心の健康づくり計画の策定等の推進
- ・職場のストレス要因の把握及び職場の改善
- ・職場復帰支援の取組の推進
- ・事業場外資源の活用
- ・関係団体等との連携

### (2) 過重労働による健康障害防止対策

- ・労働時間の適正な把握管理及び健康管理の徹底
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理の徹底
- ・衛生委員会等における調査審議による健康管理の徹底

### (3) 化学物質対策

- ・危険有害性の表示、安全データシート（SDS）の交付制度の普及促進
- ・危険有害性情報を活用したリスクアセスメントの実施推進
- ・作業環境管理の徹底及び改善

### (4) 腰痛予防対策

- ・「職場における腰痛予防対策指針」の周知・徹底（社会福祉施設・小売業・陸上貨物運送事業を重点）
- ・作業方法の改善
- ・腰痛予防教育の徹底等

### (5) 熱中症対策

- ・早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底
- ・WBGT 値（暑さ指数）の活用等による作業環境管理、作業管理の徹底
- ・健康管理等の徹底、及び早めの対処等による重症化の防止

### (6) 粉じん障害防止対策

- ・「第 8 次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

### (7) 受動喫煙防止対策

- ・受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知・啓発

## 3 業種横断的取組

### (1) リスクアセスメントの普及促進

- ・中小規模事業場へのリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム導入促進

### (2) 高齢労働者対策

- ・身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組
- ・高齢労働者に対する安全衛生教育の実施

### (3) 非正規雇用労働者対策

- ・パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、
- ・労働者の意識改革

## 重点対策の目標設定

	業種	種別	平成 24年	平成29年 最終目標	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
	災害 減少	全業種	死亡	46	15%減少	44	42	41	40
休業			6,689	15%減少	6,450	6,200	6,000	5,800	5,600
小売業		休業	875	20%減少	840	800	760	730	700
社会福祉施設		休業	485	10%減少	470	460	450	440	430
飲食店		休業	389	20%減少	370	350	330	320	310
陸上貨物運送事業		休業	825	10%減少	810	790	770	750	740
食料品製造業		休業	332	15%減少	320	310	300	290	280
建設業		死亡	16	20%減少	15	14	13	12	12
		休業	907	15%減少	880	850	820	790	760
製造業	死亡	12	10%減少	11	10	10	10	10	
	休業	1,126	15%減少	1,090	1,050	1,010	980	950	
健康 確保 ・ 職業 性 疾病 対策	メンタルヘルス 対策	平成 29 年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を 5,000 以上とする							
	過重労働による 健康障害防止対策	長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実 施を推進する							
	化学物質対策	平成 29 年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の 化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合を 50% 以上とす る							
	腰痛予防対策	平成 24 年と比較して平成 29 年の腰痛による休業 4 日以上の業務上疾 病者数を 10% 以上減少させる							
	熱中症対策	平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の死傷者数を 20% 以上減少させる							

注 1) 「災害減少」の「種別」欄の「休業」は、「休業 4 日以上」の略である。

注 2) 「災害減少」の「平成 29 年最終目標」欄の「 % 減少」は、「平成 24 年の災害発生件数に対して、平  
成 29 年までに、 % 以上減少させる」の略である。

## 12 労働災害と事業者責任

### (1) 安全配慮義務

- ・安全配慮義務は判例上認められたものです。(昭和50.2.25 最高裁第三小法廷判決・自衛隊八戸駐とん隊車両工場事件「安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」)
- ・事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任(民法第415条)が問われる
- ・労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定しています

### (2) 事業者等の災害防止責任

#### 刑事上の責任

- ・労働安全衛生法等の労働法令違反の罪
- ・業務上過失致死傷罪(刑法第211条)

#### 民事上の責任

- ・安全配慮義務(債務不履行責任、民法第415条)
- ・不法行為責任(民法第709条)



## 13 平成24年に発生した死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
	1月 14時頃	輸送用機械 等製造業 10～29 名	その他の装 置、設備 崩壊、倒壊	船舶の修繕作業において、被災者は高圧スプレーを用いて洗浄作業（古い塗装を剥がす作業）を行っていた。被災者は船底部分の作業を終え、次にドッグ内に置かれていた重さ約4.5tの錨を洗浄していたところ錨が倒れてきて、頭部を錨のアーム部分と地面に挟まれて死亡したもの。
2	1月 10時頃	窯業土石製 品製造業 10～29 名	一般動力機 械 はさまれ、 巻き込まれ	被災者がコンクリート含有水をコンクリート分と水に分離する脱水機の中に入って清掃中、圧縮空気により作動する過板にはさまれ、後刻、同僚が意識不明の状態で見出し病院へ搬送したが、死亡したもの。
3	1月 10時頃	一般機械器 具製造業 300名～	動力クレー ン等 激突され	クレーンで荷（玉掛け用棒天秤；長さ10m、自重1.5t）を運搬台車上に積み降ろす際、被災者が玉外した後、玉掛けワイヤロープをつけたまま巻上げを行ったところ、（ワイヤロープのアイがかかって（推定））棒天秤が斜めに持ち上がり、被災者に向かって横転し始めたことから、被災者が支えようとしたが、地面に転落、地面に倒れた被災者の頭部に棒天秤が直撃した。
4	1月 15時頃	建築工事業 10～29 名	建設機械等 激突され	資材置場を整地するため、労働者数名でドラグショベル等を用いて作業を行っていた。その整地作業中において、ドラグショベルを後退させていたところ、ドラグショベルの稼働範囲内に立ち入った被災者と接触してしまったもの。
5	1月 9時頃	その他の事 業 30～49 名	仮設物・建 築物・構築 物等 墜落、転落	3階建て建屋の塗装作業を行っていた被災者が、隣接する道路上に倒れているところを発見されたもの。頭部及び全身打撲により、収容先の病院で死亡した。（3階ベランダには、脚立やコーキング材が残されており、この付近から墜落したものと推定される。）
6	1月 14時頃	社会福祉施 設 50～99 名	乗物 交通事故 （道路）	訪問介護先の買物代行をしている最中、横断歩道を渡ろうとした際、ワゴン車に接触して転倒し、頭部を強打して脳挫傷を負い搬送先病院で死亡したもの。
7	1月 13時頃	教育研究業 1～9名	起因物なし その他	ダイビングスクールの講習先において、休憩中に突然頭痛が起き、救急車で病院に搬送されたが死亡したもの。過重労働による脳出血として認定された。
8	1月 5時頃	道路貨物運 送業 30～49 名	起因物なし その他	配送先でトラックの脇で倒れているところを発見され搬送先の病院で死亡。後に労災認定された。

9	1月 7時頃	教育研究業 30～49 名	起因物なし その他	業務の心理的負荷により精神障害を発症して自殺したものとして労災認定された。
10	2月 10時頃	化学工業 10～29 名	危険物・有害物等 火災	アルミニウムを染める染料を製造する工程において、建屋の2階でろ過した原料をステンレスの皿の上に広げ、乾燥設備（蒸気による乾燥設備）で乾燥させたものを専用のポリ容器に重量を計測しながら移し入れる作業を行っていた。作業は、被災当時、被災者1人で行っていたが、何らかの原因で、当該原料が発火したことによりやけどを負ったもの。
11	2月 0時頃	土木工事業 1～9名	仮設物・建築物・構築物等 墜落、転落	高架道路の補修のために設置したパネル式のつり足場の解体作業を行っていた際、つり足場上で取り外された足場板(パネル)を高所作業車が設置してある箇所まで運搬する作業中、被災者は何らかの理由により、取り外す足場板(パネル)上に乗った時、足場板の片方が脱落、約17m下の地面に墜落したものの。
12	2月 10時頃	化学工業 100～299名	危険物・有害物等 有害物等との接触	製油所内の吸収塔付近で、吸収塔の最上部にあるデミスターの洗浄作業中に、ダンパー車にて汚泥物を回収し、ダンパー車のタンク上部にあるマンホールを開放して、（タンク内の汚泥物の堆積量を確認しようとして）（推定）マンホール脇の作業台に上っていた労働者が、作業台の上で倒れているところを発見されたもの。
13	2月 9時頃	土木工事業 10～29名	起因物なし その他	増築工事現場の現場代理人が現場内で倒れこみ、救急車で病院に搬送されたが死亡したもの。過重労働による脳疾患として労災認定された。
14	2月 0時頃	建築工事業 30～49名	起因物なし その他	工事現場での会議に出張し、着席した時に倒れ収容先病院にて死亡。長時間労働によるものとして認定された。
15	3月 8時頃	一般機械器具製造業 1～9名	トラック 交通事故 (道路)	福島県郡山市内における営業のため、東北自動車道下り線を走行中、前方のトラックに追突し、全身を強く打ち死亡したもの。追突したトラックがさらに前方の乗用車にも追突し、計3台が絡む玉突き事故となり、計4名が死傷したもの。
16	3月 10時頃	道路貨物運送業 1～9名	トラック 交通事故 (道路)	配送先から帰社するため東北自動車道トンネル内をトラック運転中にスリップし側壁に衝突した際、シートベルト未着用であったため車外に放り出され自ら運転していたトラックの下敷きとなり死亡したもの。
17	3月 15時頃	化学工業 50～99名	荷 崩壊・倒壊	ペット樹脂製造用の粉末原料の入ったフレコンバッグ（重量1t）の下敷きとなり死亡したもの。フォークリフトによりフレコンバッグを持ち上げ原料をホッパーに投入する作業中に、2段目のフレコンバッグに穴が開いて型崩れして、3段目のフレコンバッグが落下し、流出する材料を手で押さえていた被災者を直撃した。

18	3月 11時頃	清掃・と畜業 10～29名	コンベアはさまれ、巻き込まれ	ごみ焼却設備の清掃作業において、排ガス処理のためのろ過式集じん機の下部を清掃中、灰出し用のスクリーコンベアに両足を巻き込まれたもの。香川県に出張作業中の災害である。
19	3月 1時頃	陸上貨物運送事業 30～49名	起因物なし その他	被災者の車が不自然な場所に停車していたため、不審に思った者からの通報により車内で意識不明となっていた被災者が発見されたもの。病院に搬送されたが死亡。発症前2ヶ月間に80時間以上の時間外労働が認められた。
20	3月 18時頃	輸送用機械等製造業 10～29名	起因物なし その他	頭痛が治まらないまま出勤し、帰宅途中に駅で倒れ、搬送先の病院で死亡。業務による過重負荷が認められ労災認定された。
21	4月 2時頃	土木工事業 1～9名	高所作業車はさまれ、巻き込まれ	立体横断施設施工現場において、横断デッキ下部の電気ケーブルを寄せる作業を、高所作業車を使用して行っている際、横断デッキと高所作業車のバケットの間にはさまれたもの
22	4月 14時頃	清掃・と畜業 1～9名	その他の仮設物、建築物、構築物等 墜落、転落	配管清掃の見積もり作成のため、マンションの立体駐車場に入り調査を行っていたところ、足を踏み外し7～8m墜落したものの。
23	4月 5時頃	卸売業 1～9名	その他の一般動力機械はさまれ、巻き込まれ	被災者は鮮魚の買付けに伴う業務のため漁船に乗り、船首部にいたところ、錨の巻き上げローラーが動いたためローラーに巻きつけてあった定置網固定用ロープに巻き込まれた。
24	4月 5時頃	その他の建設業 10～29名	トラック交通事故（道路）	事業場所有のトラックに4名乗車して工事現場に向かっていたところ高速道路で左後輪タイヤがパンクして横転した。1名死亡、1名休業、他の2名は不休。
25	4月 16時頃	清掃・と畜業 1～9名	トラックはさまれ、巻き込まれ	10tダンプトラックに碎石を積み、客先の資材置き場に運搬して積荷を降ろしてから、ダンプトラックの荷台を上げた状態で荷台下の修理をしていた時に荷台が下がってはさまれたもの。
26	4月 15時頃	建築工事業 10～29名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	共同住宅新築工事現場において、屋根部の施工作業中、足を滑らせて高さ約8mから墜落して全身を強打した。
27	4月 7時頃	その他の建設業 100～299名	起因物なし その他	自宅で意識を消失してベッドで寝ている状態で発見され、搬送先の病院で死亡。長時間の時間外労働による身体的・精神的負荷により発症し死亡に至ったと認定された。
28	6月 17時頃	警備業 30～49名	乗用車、バス、バイク 交通事故（その他）	被災者はパチンコ店駐車場において車両の誘導業務を行っていた。公道を通行する車両があったため、出庫しようとした車両を一時停止させようとしたところ、当該車両の運転手が、アクセルとブレーキを踏み間違えて被災者を轢いたもの。



29	6月 16時頃	建築工事業 30～49名	立木等 墜落、転落	資材置き場の補修工事用足場を設置するため、高さ約6mの屋根上で雑木の伐倒を行っている際に、当該伐倒木が被災者側に倒れてきたため、屋根上から転落したものの。
30	6月 12時頃	金属製品製造業 30～49名	有害物 有害物等との接触	メッキ槽上の足場で板材を並べてその上にシートを張る作業の際、被災者は自分がシートを踏んでいることに気付かないまま、シートを引っ張り上げたためバランスを崩してメッキ槽内に転落した。メッキ槽には20%クロム溶液があり、内臓損傷により死亡した。
31	6月 10時頃	その他の建設業 1～9名	エレベータ、リフト はさまれ、巻き込まれ	3階建ての建物に設置されたエレベーター（積載荷重0.9t、機械室なし）のピット内で地震感知器の点検作業中に、作動確認のため搬器を動かしたところ、降りてきたカウンターウェイトとレールブラケットに胸部をはさまれた。
32	6月 14時頃	その他の接客娯楽業 100～29名	立木等 墜落・転落	斜面に生えていた直径50cmの根株の撤去作業中に当該根株とともに斜面下に転落した。入院加療中に肺炎を併発して8月に死亡した。
33	8月 10時頃	土木工事業 100～29名	掘削用機械 転倒	掘削作業中にドラグショベルが転倒し、オペレーターが下敷きとなった。
34	8月 14時頃	輸送用機械等製造業 300名～	金属材料 崩壊・倒壊	鋼材144枚（約12t）を天井クレーン（定格荷重20t）を使用してトラックから降ろす作業の際、資材置場に先に積んであった鋼材144枚の上に重ねて積み上げ、被災者が玉外しを行おうと近づいたところ直前に積んだ鋼材144枚が崩壊して、その下敷きとなったもの
35	8月 9時頃	その他の製造業 50～99名	その他の動力運搬機 はさまれ、巻き込まれ	降下してきた垂直搬送機（搬器に袋を吊り、荷を1階から3階へ上げる）の搬器フレームとベルトコンベヤーの端部にはさまれた状態で発見された。
36	8月 14時頃	建築工事業 1～9名	引火性の物 火災	木造2階建てアパート新築工事において、地盤改良工事の施工のために打ち込む単管の杭の長さを調整するため、単管を電動高速カッターで切断していたところ、電源である発電機の燃料がなくなったため、燃料のガソリンを給油しようとしたところ、給油タンクからこぼれたガソリンが発火し、被災者の衣服に燃え移ったもの。事故から約1カ月後に病院で死亡。
37	8月 19時頃	その他の建設業 100～299名	起因物なし その他	産廃炉定検工事において被災者が工事写真の撮影に出たまま戻らないため探したところ、現場内で倒れていたもの。過重労働によるものとして労災認定された。
38	9月 9時頃	商業 1～9名	整地・運搬・積込用機械 はさまれ、巻き込まれ	砂利の混合作業を行うため、トラクターショベルを後進で走行させて作業場所に向かっている際に、砂利を野積みする場所を写真撮影するため歩行中の被災者をひいたもの。

39	9月 14時頃	商業 1～9名	移動式クレーン 激突され	建設現場でドラグショベルのバケットを交換するため、バケットを搬送し、移動式クレーンで降ろそうとした際に移動式クレーンが転倒して下敷きとなった。
40	9月 16時頃	道路貨物運送業 10～49名	その他の建設用機械 激突され	スクラップを積んだ20tトレーラーを運転して埠頭の荷捌き場に行き、荷役を行う業者に荷降ろしを委ねたところ、荷台上にいてグラブルのアタッチメント部分に激突された。
41	9月 8時頃	金属製品製造業 10～29名	引火性の物 火災	トラックの部品をメッキするために、ガソリンを使用して表面処理前の洗浄作業を行っていたところ、引火して火傷を負い療養中であったが、事故から約1ヶ月後に死亡した
42	11月 19時頃	機械器具製造業 1～9名	その他の装置、設備 破裂	発電用スターリングエンジンのクランクケース（耐圧5MPa）の窒素ガスによる気密試験中、3MPaまで昇圧したところ、ボルト部に漏れがあったので増し締め後、5MPaまで昇圧中にクランクケースが破裂して1名死亡、2名が負傷した。
43	11月 15時頃	建築工事業 1～9名	足場 墜落、転落	単管抱き足場解体作業中、取り外した単管を持って移動していた際に、バランスを崩して約30m下に墜落したものの。
44	11月 13時頃	建築工事業 10～29名	足場 墜落、転落	マンションの大規模改修工事において枠組み足場の解体作業中に、足場の13段目から墜落したものの。安全帯は未使用であった。
45	11月 20時頃	金融業 100～299名	乗用車、バス、バイク 交通事故（道路）	商談を終えて横浜方面に向かって東名高速道路を走行中にトラックに追突したものの。
46	12月 16時頃	建築工事業 30～49名	解体用機械 激突され	建物の解体作業において、足場枠7枚を解体用重機（ニブラー）の爪先に玉掛けワイヤーを掛けて吊り下げ移動させようとしたが、ガラ山上にあった重機が前屈して旋回不能になったので、アタッチメントを地面につけたまま後退していたところアタッチメントが回転して被災者の胸部に激突した。

## 14 平成24年に発生した重大災害の概要（安全関係）

番号	発生年月日 発生時刻	業種 被災者数 (被災程度)	起因物 事故の型	発生概要
1	3月 6時頃	建築工事業ほか 6名(業務外の 者も含む) (2名は休業見 込10日、他は 不詳)	乗物 交通事故(道 路)	駐車場に労働者4名が集合し、会社所有の車で乗合いをして、東京都内にある工事現場に向かう途中、信号待ちをして停車していた2トン保冷車に衝突し、その先の乗用車に玉突き衝突をしたもの。ブレーキをかけたが、朝からみぞれが降って路面がぬれていたため止めきれなかった。
2	3月 8時頃	商業 他 7名(死亡1、 休業3、不休 3)	乗物 交通事故(道 路)	高速道路上で、渋滞のため停車していた車両に中型トラックが追突し、計7台の車が絡む玉突き衝突となり、死亡1名を含む計7名が被災した。
3	4月 9時頃	倉庫業 4名(不休)	乗物 交通事故(そ の他)	事業場所有の普通自動車に4名乗車し、事業場敷地内駐車場から後進で出る際、同駐車場に駐車している他の車両に接触した。後日4名とも頸椎捻挫等で治療を受けた。
4	5月 15時頃	清掃・と畜業 3名(1名は休 業見込み90 日、他は不休)	乗物 はさまれ、巻 き込まれ	側溝の清掃作業中に、駐車させていた高圧洗浄車が動き出し、止めようとして被災したもの。
5	7月 14時頃	清掃・と畜業 4名(公務員を 含む) (2名は休業 見込み1月、他 は不休)	危険物・有害 物等 火災	関税法に基づき、外国貨物のスプレー缶を焼却処分するため、スプレー缶に穴を開けて焼却炉に投げ入れる作業中に、3個目の缶に穴を開けた際に封入されていたガスが発火して火災となった。作業者と立会の税関職員の計4名が火傷、内2名は現場から逃げる際に作業台から2.45m下の床に墜落し骨折。
6	8月 11時頃	道路旅客運送 業 3名(休業見込 み2週間)	乗物 交通事故(道 路)	乗務員交替のため軽自動車に3名乗車して交替場所に向かう途中、右折のため停車中に乗用車に追突されたもの。
7	9月 6時頃	土木工事業 4名(不休)	乗物 交通事故(道 路)	事業場所有の普通自動車に4名乗車し現場に向かう途中の交差点で、右側からきた車の左側面に衝突し、4名とも負傷した。相手側は負傷なし。
8	10月 9時頃	建築工事業 3名	仮設物・構築 物等 墜落	鉄筋コンクリート建物の解体工事において、足場部材のクランプが破断して足場が崩壊し、作業中の労働者3名が4.5m墜落したものの。

9	10月 7時頃	建築工事業 6名（不休）	乗物 交通事故（道 路）	社有車に乗り現場に向かう途中、東名 高速道路において渋滞により徐行中に後 続の乗用車に追突されたもの。
10	10月 8時頃	その他の建設 業 4名（不休）	圧力容器 有害物等との 接触	第一種圧力容器のブロー管を外す際に 吹き出したガソリンを被ったもの。1名 は眼疾患、2名が皮膚炎。
11	11月 19時 頃	機械器具製造 業 3名（うち死亡 1名）	その他の装 置、設備 破裂	発電用スターリングエンジンのクランク ケース（耐圧5MPa）の窒素ガスによる 気密試験中、3MPaまで昇圧したとこ ろ、ボルト部に漏れがあったので増し締 め後、5MPaまで昇圧中にクランクケ ースが破裂して1名死亡、2名が負傷し た。
12	12月 11時 頃	建築工事業 4名	仮設物・構築 物等 墜落	RC造新築工事における2階梁、3階床 のコンクリート打設作業中、梁の側面型 枠が破壊したことに伴い、デッキプレ ート構造の型枠支保工のデッキプレート が梁型枠側板から外れて傾き、当該場所 で作業していた4名が2階スラブ上に墜 落したもの。

## 15 平成24年に発生した重大災害の概要（労働衛生関係）

番号	発生月	業種 事業場規模	事故の型 起因物	発生概要
1	1月	医療保健業 100人～299人	その他 その他の起因物	職員25名がノロウイルスによる食中毒により、休業したものの。院内の給食施設において給食業務を受託している会社の労働者からの2次感染と推定される。
2	2月	医療保健業 10人～49人	その他 その他の起因物	入院患者の入浴介助、おむつ交換等で接触している中で看護師ら10名が疥癬に罹患したものの。
3	3月	介護施設 10人～49人	その他 その他の起因物	入居者からの疥癬が、看護師3名、介護者7名に集団感染したものの。
4	6月	医療保健業 300人以上	その他 その他の起因物	入院患者から、職員及び入院患者が、結核に感染した疑いがあり、接触者を調査した上で、同年5月17日から同月24日の間に職員48名、患者2名に対して検査を実施したところ、医師、看護師計7名が陽性反応となったものの。
5	7月	建設業 10人未満	有害物等との接触 有害物	立坑内（深さ13メートル）で躯体コンクリート打設用の型枠を設置するための段取作業中、エンジン式発電機を用いてL形鋼材の溶接作業を行っていた労働者1名と付近で同作業の準備等を行っていた労働者2名（合計3名）が気分が悪くなり、救急車で病院に搬送され、一酸化炭素中毒の診断を受けたもの。 坑内には、換気設備（60立方メートル/分）が設置され、稼働していたものの、地上からの吸気及び排気ダクトが接続されておらず、換気が不十分であったものと考えられる。
6	7月	介護施設 10人～49人	その他 その他の起因物	介護訪問宅先において、疥癬に感染した利用者を入浴させていたところ従事した介護者4名が感染し、また、同一利用者の介護を行っている別事業場においても介護者3名が感染した。
7	7月	介護施設 10人～49人	その他 その他の起因物	入居者の疥癬が、介護者3名に順次感染したものの。
8	12月	医療保健業 300人以上	その他 その他の起因物	職員31名がノロウイルスによる食中毒により、休業したものの。

## 神奈川県労働局労働基準部

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F

監督課 045(211)7351 FAX 045(211)7360

安全課 045(211)7352 FAX 045(211)0048

健康課 045(211)7353 FAX 045(211)0048

賃金課 045(211)7354 FAX 045(211)7360

労災補償課 045(211)7355 FAX 045(211)7370

### 労働基準監督署一覧

	管轄区域	郵便番号	住 所	電話番号
横浜南労働基準監督署	横浜市(中区、南区、磯子区、港南区、金沢区)	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎9階	045-211-7375
鶴見労働基準監督署	横浜市(鶴見区) 扇島の「川崎南管轄」を除く	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968
川崎南労働基準監督署	川崎市(川崎区、幸区),横浜市鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1271
川崎北労働基準監督署	川崎市(中原区、宮前区、高津区、多摩区、麻生区)	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	044-820-3181
横須賀労働基準監督署	横須賀市,三浦市,逗子市,三浦郡葉山町	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階に移転しました。	046-823-0858
横浜北労働基準監督署	横浜市(西区,神奈川区,港北区,緑区,青葉区,都筑区)	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1252
平塚労働基準監督署	平塚市,伊勢原市,秦野市,大磯町,二宮町	254-0047	平塚市追分1-1	0463-32-4600
藤沢労働基準監督署	藤沢市,茅ヶ崎市,鎌倉市,寒川町	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753
小田原労働基準監督署	小田原市,南足柄市,足柄上郡,足柄下郡	250-0004	小田原市浜町1-7-11	0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市,海老名市,大和市,座間市,綾瀬市,愛甲郡	243-0014	厚木市旭町2-2-1	046-228-1331
相模原労働基準監督署	相模原市	252-0236	相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051
横浜西労働基準監督署	横浜市(戸塚区,栄区,泉区,旭区,瀬谷区,保土ヶ谷区)	240 8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311